

県北広域振興局長告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年8月22日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市長内町第10地割36番4及び36番11並びに36番11地先認定外水路	51.85	4.00～6.00	平成29年8月3日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。